

# くれしんテレホンバンキングサービス利用規定

令和3年4月1日現在

呉信用金庫

## 目次

1.	くれしんテレホンバンキングサービス .....	1
2.	取引限度額 .....	1
3.	本人確認 .....	2
4.	取引の依頼、撤回、変更 .....	2
5.	取引内容の確認 .....	3
6.	免責事項 .....	3
7.	サービス内容 .....	4
8.	通知、照会の連絡先 .....	5
9.	「お客様カード」の紛失、盗難 .....	5
10.	届出事項の変更等 .....	5
11.	解約等 .....	5
12.	手数料 .....	6
13.	規定の準用 .....	6
14.	契約期間 .....	6
15.	規定の変更 .....	6
16.	譲渡、質入れの禁止 .....	7
17.	合意管轄 .....	7

---

# くれしんテレホンバンキングサービス利用規定

## 1. くれしんテレホンバンキングサービス

- (1) くれしんテレホンバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）では、本サービスの契約者本人（以下、「契約者」といいます。）の電話による依頼に基づき、下記のサービスが受けられます。
- ① 照会……………残高、入出金明細、振込・振替依頼内容等の照会
  - ② 資金移動……………振込、振替、定期預金等の取引
  - ③ 相談……………ご預金等に関する相談
- 契約者は、本サービス規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。
- (2) 本サービスを利用する際に使用できる電話機の種類は、プッシュホン、携帯電話・PHSもしくはトーン切替のできる電話機とします。携帯電話・PHSをご利用の場合、お取引の途中で回線が切断される恐れがあります。資金移動を伴うお取引には十分ご注意ください。
- (3) 本サービスの取引内容、取扱日、取扱時間は当金庫が別途定めるものとし、契約者に通知することなく変更することがあります。
- (4) 本サービスの申込にあたっては、契約者の保有する口座の中から1つの総合口座を「代表口座」として届出いただきます。なお、代表口座が解約された場合は本サービスの契約はすべて解約します。
- (5) 本サービス申込の際、当金庫所定の書面に押した印鑑の印影と代表口座の届出印鑑の印影を、相当の注意をもって当金庫が照合し、相違ないと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害については当金庫は一切責任を負いません。
- (6) 本サービスによる資金の引落しは、各種預金規定、各種カードローン契約規定にかかわらず、通帳および払戻請求書、くれしんキャッシュカードの提出は不要とし、本規定に従って取扱います。
- (7) 本サービスにおける「支払指定口座」「入金指定口座」の定義は以下の通りです。
- ① 支払指定口座…本サービス利用時に、振込・振替資金等の引落口座として契約者が指定した口座で、後記3項の本人確認手続きを行った口座。
  - ② 入金指定口座…本サービス利用時に、振込・振替資金等の入金口座として契約者が指定した口座、または契約者が当金庫所定の手続きにより入金指定口座として事前に登録した口座。

## 2. 取引限度額

- (1) 1契約者における1取引あたり、および1日あたりの取引金額は、当金庫所定の金額を限度とします。ただし、振込の1回あたりの取引金額（振込手数料は含みません）は、あらかじめ

---

契約者が振込先口座を当金庫に届出る方式（事前登録方式）の場合は、当金庫所定の金額の範囲内で契約者が本サービスの申込書に記入した金額を限度とします。なお、1日あたりの取引金額の対象は、同一日に受付た取引とします。取引限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付る義務を負いません。

- (2) 支払指定口座から同一日に複数の引落とし（本サービス以外による引落としを含む）をする場合には、当金庫所定の順に引落すこととし、その総額が支払指定口座より引落すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。以下、「支払可能額」といいます。）を超えるときは処理できません。

### 3. 本人確認

電話による本人確認の手続きは、次の方法によるほか、当金庫の定める方法により行うものとします。

- (1) 本サービスを利用する際に使用する「暗証番号」は、契約者が保有するキャッシュカードあるいは当座預金の暗証番号とします。
- (2) 当金庫は、本サービスの申込受付後、契約者の「支店番号」「会員番号」等を記載した「お客様カード」を契約者に貸与するものとし、当金庫に届出の住所へ郵送します。なお、郵便不着等で契約者本人にお届けできない場合は、契約を解約することがあります。
- (3) 「お客様カード」に記載した「会員番号」、契約者の「暗証番号」は、他人（当金庫職員を含む）に教えたり、知られたりしないようにしてください。また、「お客様カード」は紛失・盗難にあわないよう十分に注意して保管してください。
- (4) 契約者からの電話による本サービスの受付にあたっては、当金庫は、契約者が電話で入力した「暗証番号」について、当金庫に事前に登録された番号と照合し、その一致を確認します。また、資金移動を伴う取引等、本サービスのうち当金庫所定のものについては、「暗証番号」に加えて、当金庫の指示に従い契約者が電話で入力した「会員番号」上の番号と当金庫に事前に登録された番号とを照合し、その一致を確認します。なお、この確認以外で当金庫から「暗証番号」「会員番号」をお聞きすることはありません。
- (5) 利用に際し、「暗証番号」「会員番号」を当金庫所定の回数以上連続して誤って入力したときは、本サービスの取扱を中止します。契約者が取扱いの再開を希望する場合は当金庫所定の手続きを行ってください。

### 4. 取引の依頼、撤回、変更

- (1) 契約者は、本人確認の手続き終了後、取引に必要な所定の事項を当金庫が指定する方法に従って指示することにより取引を依頼してください。
- (2) 当金庫が取引の依頼を受付た場合は、契約者に対して依頼内容の確認を当金庫が定める方法により行いますので、依頼内容が正しければ、当金庫が定める方法により確認した旨をお伝えください。依頼内容に不備があった場合、これによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

- 
- (3) 資金移動を伴う業務については振込・振替資金等を支払指定口座から引落した時点で、その他については当金庫所定の方法で処理が完了した時点で、取引が成立したものとします。ただし、以下の場合を含め、処理ができなかった場合は取引は成立せず、取引依頼はなかったものとします。
- ① 支払指定口座が解約されているとき。
  - ② 振替を行う取引において、入金指定口座が解約されているとき。
  - ③ 振込金額、振替金額等の取引金額、振込手数料、その他本サービスに関連して必要となる手数料の合計額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき。
  - ④ 利用者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
  - ⑤ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払あるいは入金を不適当と認めたとき。
- (4) 契約者が依頼内容を撤回・変更する場合は、直ちに、依頼を行った口座開設店にご連絡ください。なお、連絡時期、取引内容により、依頼内容の撤回・変更ができない場合があります。

## 5. 取引内容の確認

- (1) 本サービスで資金移動を伴う取引を行った場合は、当金庫の窓口または ATM 等により、速やかに通帳記帳を行い、取引の内容を確認してください。振込・振替等当金庫所定のサービスについては、取引内容を通知するために、「資金移動取引のお知らせ」を送付しますので、内容を確認してください。万一、内容等に相違がある場合は、直ちにその旨を当金庫に連絡してください。
- (2) 契約者の電話による指示内容はすべて録音され、相当期間保存されます。また、取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当金庫との間で疑義が生じたときは、当金庫の機械記録の内容を正当なものとして取扱います。

## 6. 免責事項

- (1) 当金庫が前記 3. (4) 項による本人確認手続きをして取扱ったうえは、「暗証番号」「会員番号」等の不正使用、盗聴その他事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は一切責任を負いません。
- (2) 次の各号の事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。
  - ① 天災・火災・騒乱等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
  - ② 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、コンピュータ等に障害が生じたとき。
  - ③ 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。



---

ただし、総合口座定期預金を解約した場合は、通帳を同じくする普通預金口座へ入金します。

(3) 口座残高照会、入出金明細照会

本サービスでは、契約者の電話による依頼に基づき、契約者の指定するご利用口座で「暗証番号」の確認ができた口座について、当金庫所定の期間に限り、口座残高の照会および入出金明細の照会を行うことができます。

(4) 振込・振替依頼内容照会

本サービスでは、契約者の電話による依頼に基づき、本サービスで受付た振込・振替について、当金庫所定の時間に限り、依頼内容の照会を行うことができます。

## 8. 通知、照会の連絡先

(1) 本サービスの依頼内容に関し、当金庫より契約者に通知・照会をする場合には、代表口座の届出住所、電話番号を連絡先とします。

(2) 前項において、お届けの住所、電話番号の不備または電話の不通等により通知・照会ができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

## 9. 「お客様カード」の紛失、盗難

「お客様カード」の紛失または盗難があった場合は、契約者は直ちに当金庫所定の書面により代表口座のある支店へ届出てください。当金庫は、この届出を受付たときは、本サービスの取扱いを中止します。なお、この届出前に生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

## 10. 届出事項の変更等

(1) 本サービスの申込内容、届出事項等に変更がある場合には、直ちに当金庫所定の書面により代表口座のある支店へ届出てください。

(2) 本サービスの届出印は、代表口座の届出印とし、改印により代表口座の届出印が変更となった場合、本サービスの届出印も変更されたものとします。

(3) 当金庫所定の書面に押した印鑑の印影と該当の代表口座の届出印鑑の印影を、相当の注意を持って当金庫が照合し、相違ないと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害については当金庫は一切責任を負いません。また書面による届出から処理が完了するまでに生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

## 11. 解約等

(1) 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。その際には、契約者に貸与している「お客様カード」を当金庫へ返却してください。

(2) 契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、契約者に事前に通知す

---

ることなく、本契約を解約することができるものとします。

- ① 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
  - ② 本サービスに関する手数料の支払を延滞したとき。
  - ③ 契約者が当金庫の取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
  - ④ 「お客様カード」が郵便不着等で返却された場合。
  - ⑤ 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫において契約者の所在が不明なとき。
  - ⑥ 支払停止、破産、和議開始等の申立があったとき。
  - ⑦ 相続の開始があったとき。
- (3) ご利用の口座が解約された場合は、当該口座に関する本サービスは解約されたものとみなします。また、代表口座が解約された場合は、本サービスの契約はすべて解約します。
- (4) 当金庫が解約の通知を本サービスの届出の住所にあてて発信した場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 本サービスの解約以前に受付た依頼については、取引成立以前に解約が行われたとしても、前記4.(3)項の取引不成立の場合を除き、有効とします。

## 12. 手数料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の基本手数料(消費税を含む)をいただきます。基本手数料は、当金庫所定の日に、通帳および払戻請求書の提出なしで代表口座から自動的に引落します。なお、当金庫は基本手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (2) 本サービスにおいて、振込・振替等を行った場合は、当金庫所定の振込手数料をいただきます。振込手数料は、通帳および払戻請求書の提出なしで支払指定口座から自動的に引落します。なお、当金庫は振込手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

## 13. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の各種預金規定、キャッシュカード規定、振込規定、各種カードローン契約規定、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等により取扱います。

## 14. 契約期間

この契約の当初契約期間は、「お客様カード」発行日から起算して1年間とし、契約者または当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 15. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を

---

公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前1項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 16. 譲渡、質入れの禁止

本サービスに基づく契約者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

#### 17. 合意管轄

本契約に関する訴訟については、当金庫本店または代表口座のある支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。